

千葉県千葉リハビリテーションセンター院内感染対策指針

千葉県千葉リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)は、利用者及び職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染防止及び感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を以下のとおり定める。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に十分留意し、感染症発生の際には拡大防止のために、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため院内感染対策を全職員が把握し、基本理念に則った医療が提供できるよう、本指針を作成する。

2. 院内感染対策のための委員会及び組織に関する基本的事項**【院内感染対策委員会 Infection Control committee (ICC)】**

- (1) 院内感染対策に関するセンター全体の問題点を把握し、改善策を講じる等、院内感染対策活動の承認・決定機関として、センター長を委員長とする院内感染対策委員会を設置する。
- (2) 院内感染対策委員会の業務、組織および運営等については「千葉県千葉リハビリテーションセンター院内感染対策委員会設置要領」に定める。

【感染対策チーム Infection Control Team (ICT)】

- (1) センターにおける感染予防および感染対策を充実させるための体制の強化を図り、組織横断的に活動する実働的組織として ICT を設置する。
- (2) ICT の業務、組織および運営等については「千葉県千葉リハビリテーションセンター感染対策チーム (ICT) 設置要領」に定める。

【感染担当者連絡会 (感染対策スタッフ)】

- (1) センターにおける感染対策の周知および実施を迅速に行うため、各部署の担当者からなる感染担当者連絡会 (感染対策スタッフ) を設置する。
- (2) 感染担当者連絡会 (感染対策スタッフ) の業務、組織および運営等については「千葉県千葉リハビリテーションセンター感染担当者連絡会設置要領」に定める。

3. 院内感染対策の職員研修に関する基本方針

- (1) 院内感染対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に研修を実施する。
- (2) 職員研修は、就職時研修のほか、全職員を対象とした年2回以上の研修、各部門に特有の個別教育等を行い、研修・教育の結果は記録・保存する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) ICT は、院内感染のサーベイランスを行い、院内感染対策上問題となる主要な病原体の検出状況及び感染症発生状況等を、院内感染対策委員会にて定期的に報告する。
- (2) 細菌検査室は、院内感染対策上問題となる病原体を検出した場合、速やかに ICT 並びに患者担当医師、病棟看護師に報告する。

- (3) その他、感染症の異常発生を察知したまたは疑った職員は、直ちに ICT に報告する。
- (4) 院内感染対策上問題となる主要な病原体の検出状況及び感染症発生状況等は「感染情報レポート」として毎週、細菌検査室が作成する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) ICT は、感染対策上問題となる院内感染の発生を知った場合、直ちに現状の調査を行い、該当部署と協力して速やかに原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに職員への周知を行う。
- (2) 患者担当医師は、ICT の助言のもと患者へ説明を行い、可能な限りインフォームド・コンセントに基づいて対策の遂行にあたる。また感染症法上届出が必要な場合、速やかに保健所へ届出を行う。
- (3) ICT は必要に応じて千葉市保健所および行政機関と連絡をとり、対策について検討する。
- (4) アウトブレイクにより組織的な対応が必要な場合、臨時の院内感染対策委員会を開催し、感染拡大を防止する対策を立案・実践する。また全職員に対策の周知・徹底を図る。

6. 利用者等に対する情報提供と説明に関する基本方針

- (1) 本指針は、センターのホームページにおいて、利用者または家族が閲覧できるものとする。また、院内感染対策に関する取り組み事項を院内に掲示する。
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技(手洗い、マスク使用等)についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

7. その他院内感染対策推進に必要な基本方針

- (1) 院内感染防止対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を作成し、いつでも閲覧できる環境を整える。また、最新のエビデンスに基づいたガイドラインを参考に、「院内感染対策マニュアル」の定期的な見直しを行う。職員はマニュアルを遵守する。
- (2) センター職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。
- (3) センターとして職員を対象に行う予防策には次のものがある。

ア 結核対策

新規採用職員全員に対してクオンティフェロン採血実施、免疫状況の把握及び予防策の徹底。

イ B型、C型肝炎対策

新規採用者検診のB型肝炎 HBs 抗原、HBs 抗体価、C型肝炎ウイルス抗体価測定、および抗体価の不十分な者に対するB型肝炎ワクチン接種とその後の抗体価測定。

ウ インフルエンザ対策

毎年全職員を対象としてインフルエンザワクチン接種

エ 予防接種が可能な疾患(麻疹、風疹、水痘、ムンプス)に対する対策

新規職員についての抗体検査、および抗体価不十分な者に対する予防接種。

附則

この指針は平成21年 6月 1日から施行する。

附記

この指針は平成26年10月 1日から施行する。

附則

この指針は平成30年 3月 1日から施行する。

附記

この指針は令和5年 7月 1日から施行する。

院内感染対策に関する組織図

